

國立雲林科技大學與神戶藝術工科大学學術交流協議書

國立雲林科技大學與神戶藝術工科大学基於平等互惠原則相互合作，同意進行下述的交流活動。

1. 雙方的學術合作範圍不限定於藝術工學設計領域。
2. 雙方積極推展教師共同研究及活動、學生交換研習等交流。
3. 雙方大學的各領域科系，均為當然協議合作對象，如有未盡事宜，另訂明確的補足性契約規定之。
4. 全權委由雙方學校之國際交流部門，秉本協議書的精神，負責各項交流合作的推展。
5. 本協議書不包含雙方在財務上的任何支持承諾。
6. 遵守雙方所在國之法令與相關公務機關之一切規定，於各自法令的規範下，履行互惠協議之諸項事務。
7. 本協議書於國立雲林科技大學校長和神戶藝術工科大学學長簽署之日起開始生效。本協定自生效日起 3 年內有效。3 年(或每一次續約後的 3 年)屆滿時，若無任一方在 6 個月前提出欲解除本協定之意，即視為再延長 3 年。
8. 本協議書中之任何條款皆經過雙方國際交流部門協議，由國立雲林科技大學校長及神戶藝術工科大学學長認可後更改或修正之。
9. 本協議書以中文和日文呈現，兩種文體同等有效。國立雲林科技大學與神戶藝術工科大学，各自保管簽訂之中、日文協議書各一份。

國立雲林科技大學

神戶藝術工科大学

林聰明

土肥博至

校長 林聰明

學長 土肥博至

2007 年 10 月 15 日

2007 年 10 月 15 日

國立雲林科技大學と神戸芸術工科大学との協力協定書

國立雲林科技大學と神戸芸術工科大学は、平等互惠の原則に基づく協力のためのプログラムにここに合意する。よって、以下の事項が合意される。

- I 各々の大学は、芸術工学分野及びその分野に限定せずお互いの協力を推進する。
- II 両大学は、教職員の交流・学生の海外留学プログラム・共同研究を含む相互の学術面や学生の交流を推進する。
- III 本協定に基づく各々の協力分野については両大学間の個別の協議の対象とする。それらの協議は、対象となる分野を明記した別に定める補足的な協定あるいは契約として定められる。
- IV 各々の大学は、特に教員と学生の参加する分野に関しての補足的な協定あるいは契約についてそれぞれの大学の代表として協議することのできる事務局を定める。その事務局とは、神戸芸術工科大学においては国際交流室、國立雲林科技大學においては国際事務處とする。
- V 本協定は、いずれの大学にも何ら財政上の負担を課すものではない。
- VI 各々の大学は国の法令で許される範囲において、補足的な協定あるいは契約を履行するために必要とされる諸資源を供出する。
- VII 本協定は、國立雲林科技大學校長と神戸芸術工科大学学長の署名の日に発効する。協定は、その日より3年間有効とする。3年（また、その後の3年の延長）の終了時点において、いずれかの大学からの協定を解消するという意思を相手方に書面で6ヶ月前に告知することのない限り、更に3年間延長される。
- VIII 本協定のいかなる部分も定められた事務局の間における協議を経て、國立雲林科技大學校長と神戸芸術工科大学学長の承認の後に改正あるいは修正される。
- IX 本協定の日本文及び中文は等しく有効である。國立雲林科技大學と神戸芸術工科大学は、それぞれの日本文と中文の署名された副本を保管する。

國立雲林科技大學

神戸芸術工科大学

林聰明

校長 林聰明

土肥博至

学長 土肥博至

2007年10月15日

2007年10月15日